

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)(第一条関係)	1
○中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号)(第二条関係)	8
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)(第三条関係)	12
○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(第五条関係)	14
○内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)(第六条関係)	15
○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第七条関係)	19

改 正 案

現 行

（事業再生から除外する手続）  
 第一条 産業競争力強化法（第十二条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第十五項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（事業再生から除外する手続）  
 第一条 産業競争力強化法（第十二条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第十四項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（中小企業者の範囲）

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二条第十八項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

第二条 法第二条第十七項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報	三億円	三百人

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報	三億円	三百人

	処理サービス業	
三	旅館業	五千万円
		二百人

2 法第二条第十八項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第十八項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第二十八項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一〜十 (略)

(資金決済に関する法律施行令第四条第二項の規定に係る規制の特例措置)

第四条 新事業活動(法第二条第四項に規定する新事業活動をいう。以下この条において同じ。)として商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会(新事業活動を遂行するために必要と認められる内閣府令・経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有するもの)に限り、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十条第一項第四号、第七号、第八号又は第九号に該当するものを除く。)によりその発行が行われる同法第三条第一項に規定する前払式支払手段(その対価を上

	処理サービス業	
三	旅館業	五千万円
		二百人

2 法第二条第十七項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第十七項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第二十七項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一〜十 (略)

(資金決済に関する法律施行令第四条第二項の規定に係る規制の特例措置)

第四条 新事業活動(法第二条第三項に規定する新事業活動をいう。以下この条において同じ。)として商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会(新事業活動を遂行するために必要と認められる内閣府令・経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有するもの)に限り、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十条第一項第四号、第七号、第八号又は第九号に該当するものを除く。)によりその発行が行われる同法第三条第一項に規定する前払式支払手段(その対価を上

回る金額を代価の弁済に充てることができる金額として定めているものであることその他内閣府令・経済産業省令で定める要件を満たすものに限る。) についての資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号) 第四条第二項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」とする。

第五条〜第八条 (略)

(認定事業再編関連措置等)

第九条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める措置は、生産性向上設備等(法第二条第十四項に規定する生産性向上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(法第二条第十二項に規定する事業再編をいう。第三十一条第一項第二号において同じ。)のための措置であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。次項において同じ。)の借入れを必要とするものとする。

2 (略)

第十条〜第十五条 (略)

第十六条から第十九条まで 削除

回る金額を代価の弁済に充てることができる金額として定めているものであることその他内閣府令・経済産業省令で定める要件を満たすものに限る。) についての資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号) 第四条第二項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」とする。

第五条〜第八条 (略)

(認定事業再編関連措置等)

第九条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める措置は、生産性向上設備等(法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。第三十一条第一項第二号において同じ。)のための措置であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。次項において同じ。)の借入れを必要とするものとする。

2 (略)

第十条〜第十五条 (略)

(特許料の軽減等の要件)

第十六条 法第六十六条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人

。次号イにおいて同じ。）以下であること。

- ロ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。
- 二 法人にあつては、次のいずれかに該当すること及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を有する法人がないこと。
  - イ 常時使用する従業員の数が二十人以下であること。
  - ロ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下であつて、その設立の日以後十年を経過していないこと。

（特許料の軽減）

第十七条 法第六十六条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
  - 三 特許料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(出願審査の請求の手数料の軽減)

第十八条 法第六十六条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る発明の特許出願の表示

三 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 前項の規定により算定した出願審査の請求の手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(国際出願に係る手数料の軽減)

第十九条 法第六十六条第三項の規定により国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。以下この条において同じ。）に係る手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付し

第二十条 (略)

(機構による支援決定)

第二十一条 法第八十二条ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。)の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二十一条第二項に規定する特定事業活動をいう。)に関して既に出資(法第八十二条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べた機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とそ

第二十条 (略)

(機構による支援決定)

第二十一条 法第八十二条ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。)の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二十条第二項に規定する特定事業活動をいう。)に関して既に出資(法第八十二条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べた機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とそ

- 一 特許庁長官に提出しなければならない。
- 二 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所申請に係る発明の国際出願の表示
- 三 国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)第二条第二項第一号及び第三号の規定による手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。
- 3 前項の規定により算定した国際出願に係る手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

の行おうとする出資の額との合計額) が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十二條 法第百十二條第三項の評価委員(次項及び第二十四條第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二條第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四條第一項の規定により譲渡を行おうとする法第百十一條に規定する特定株式に係る法第二條第二十三項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十四條第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二十四條第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

の行おうとする出資の額との合計額) が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十二條 法第百十二條第三項の評価委員(次項及び第二十四條第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二條第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四條第一項の規定により譲渡を行おうとする法第百十一條に規定する特定株式に係る法第二條第二十二項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十四條第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二十四條第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第二十三條 第三十一條 (略)

第二十三條 第三十一條 (略)



改正案	現行
<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（先端設備等導入関連保証に係る保険料率）</p> <p>第十条 法第五十四条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三五パーセント）、特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。</p> <p>（事業継続力強化関連保証及び連携事業継続力強化関連保証に係る保険料率）</p> <p>第十一条 法第六十条第五項及び第六十一条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三五パーセント）、特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。</p> <p>第十二条（略）</p>	<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十条 法第五十四条第五項及び第五十五条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三五パーセント）、特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。</p> <p>第十一条（略）</p>

(権限の委任)

第十三条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十五条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限  
当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十四条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲

(権限の委任)

第十二条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第六十四条第一項並びに第六十五条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第六十四条第一項並びに第六十五条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十四条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限  
当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十三条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第六十四条第二項並びに第六十五条第二項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に

げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇十二 (略)

第十五条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇七 (略)

第十六条 法第三十一条第一項、第三項及び第四項、法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項及び第三項、法第三十四条から第三十六条まで並びに法第七十一条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第三十一条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第七十三条第十一項の規定により金融庁長官に委任された

掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第六十四条第二項並びに第六十五条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇十二 (略)

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第六十四条第三項並びに第六十五条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇七 (略)

第十五条 法第三十一条第一項、第三項及び第四項、法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項及び第三項、法第三十四条から第三十六条まで並びに法第六十五条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第三十一条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第六十七条第十一項の規定により金融庁長官に委任された

権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

第十七条 法第四十九条第一項及び第三項（法第五十条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項から第四項まで、第五十二条第五項（法第五十三条第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項並びに第七十一条第五項の規定による経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任されるものとする。

第十八条 法第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十条第六項及び第七十一条第七項の規定による経済産業大臣の権限（認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十条第六項及び第七十一条第七項の規定による経済産業大臣の権限（認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

（新設）

第十六条 法第五十条第一項並びに第五十一条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第六十四条第五項及び第六十五条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第六十四条第五項及び第六十五条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

改正案	現行
<p>（貸付けの対象となる中小企業団体）</p> <p>第二条 法第十五条第二項第八号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>附則</p> <p>（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限）</p> <p>第十三条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の五第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知は、法附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。</p> <p>3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金の帰属する</p>	<p>（貸付けの対象となる中小企業団体）</p> <p>第二条 法第十五条第二項第七号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

会計)

第十四条 法附則第十三条の五第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(新設)

改正案	現行
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業</p> <p>ハ・チ（略）</p> <p>四〇三十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十号及び第十三号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業</p> <p>ハ・チ（略）</p> <p>四〇三十四（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案

附則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条（略）

（削る）

（政策統括官の職務の特例）

第三条（略）

2 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

期限	事務
(略)	(略)
株式会社産業再生機構に係る 内閣府設置法附則第二条第三	(略)

現行

附則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条（略）

2 大臣官房は、第二条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、革新的事業活動評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（政策統括官の職務の特例）

第三条（略）

2 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

期限	事務
(略)	(略)
株式会社産業再生機構に係る 内閣府設置法附則第二条第四	(略)



項に規定する政令で定める日		
株式会社地域経済活性化支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日	(略)	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日	(略)	

(政策統括官の職務についての読替え)

第四条 (略)

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日

「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に

イ 設立

ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時

の項下欄中

ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ 定款の変更の決議

ホ 合併、分割及び解散の決議

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

項に規定する政令で定める日		
株式会社地域経済活性化支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	(略)	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	(略)	

(政策統括官の職務についての読替え)

第四条 (略)

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日

「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に

イ 設立

ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時

の項下欄中

ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ 定款の変更の決議

ホ 合併、分割及び解散の決議

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及

関する関係行政機関の事務の調整に關すること。

び解任

とあるのは、

- 「一 株式会社東日本大震災事業者再生  
イ 設立
- ロ 会社法第三十八条第一項に規定
- 二 株式会社東日本大震災事業者再生

支援機構に關する次に掲げる事項の認可に關すること。

する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査  
支援機構に關する関係行政機関の事務の調整に關すること（前

役の選任及び解任

とする。

号に係る部分に限る。）。

（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）

第七条 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務のほ  
か、当分の間、附則第二条第一号に掲げる事務をつかさどる。

取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及

関する関係行政機関の事務の調整に關すること。

び解任

とあるのは、

- 「一 株式会社東日本大震災事業者再生  
イ 設立
- ロ 会社法第三十八条第一項に規定
- 二 株式会社東日本大震災事業者再生

支援機構に關する次に掲げる事項の認可に關すること。

する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査  
支援機構に關する関係行政機関の事務の調整に關すること（前

役の選任及び解任

とする。

号に係る部分に限る。）。

（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）

第七条 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務のほ  
か、当分の間、附則第二条第一号に掲げる事務をつかさ  
どる。

(削る)

(大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例)

第八条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第二号に掲げる事務をつかさどる。

2 |

大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、生産性向上特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

(大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例)

第八条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第二号に掲げる事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第四百十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に關すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に關することに限る。）。</p> <p>十二 （略）</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第五百五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 中小企業等経営強化法の施行に關すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、財務課の所掌に属するものを除く。）、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に關す</p>	<p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第四百十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に關すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に關することに限る。）。</p> <p>十二 （略）</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第五百五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 中小企業等経営強化法の施行に關すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、財務課の所掌に属するものを除く。）、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に關する</p>

ることに限る。)

八 (略)

(財務課の所掌事務)

第百五十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十七条

第一項に規定する経営力向上計画(中小企業者の行う同法第

二条第十項に規定する事業承継等に係るものに限る。)及び

同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画に関するこ

とに限る。)

五 (略)

ことに限る。)

八 (略)

(財務課の所掌事務)

第百五十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十七条

第一項に規定する経営力向上計画(中小企業者の行う同法第

二条第十一項に規定する事業承継等に係るものに限る。)及

び同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画に関する

ことに限る。)

五 (略)